官報
大蔵省印刷局発行

目次

〔告　示〕
○皇居において新年一般参賀を行う件（宮内庁一一）　一
○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務庁一七一）
○日本国に帰化を許可する件（法務三四二）
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定の効力が消滅した件（厚生二三八）　二
○火薬類取締法第三十一条第五項及び第四十四条の規定に基づく処分に係る聴聞に関する件（通産六八七）
○雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件（同六八八）　三
○甲種電気用品の型式に関する件（同六八九～六九一）
○日本小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（運輸七四一）　四
○アジア＝太平洋郵便連合加盟国間に適用される国際郵便業務規則が定められた件（郵政六二〇）　五
○簡易郵便局に関する件（同六二一～六二三）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（建設二〇七三、二〇七四）
○道路に関する件（同二〇七五～二〇八〇）
○都市計画に関する件（同二〇八一）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　文部省　東京都　長野県　神戸市　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（大阪労働基準局最低工賃公示一）　八
国家試験
公認会計士試験の試験場（公認会計士審査会）　九
〔公　告〕　九
諸事項
裁判所
相続、禁治産、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、和議関係　九
特殊法人等
住宅・都市整備公団関係　五
地方公共団体
法人の設立許可取消処分関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告　示

○宮内庁告示第十一号

平成十年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

平成九年十二月八日

宮内庁長官　鎌倉　節

一　参賀者は、午前九時三十分から午後三時までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務庁告示第百七十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成九年十二月八日

総務庁長官　小里　貞利

指定統計の名称　商業統計

調査票の使用目的　富山県が、商業の近代化に係る計画を作成する基礎資料とするため、同県に係る平成九年の商業統計調査商業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　富山県企画部情報企画課及び商工労働部商業振興課の職員

○法務省告示第三百四十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成九年十二月八日

法務大臣　下稲葉耕吉

住所　大阪府枚方市藤阪中町22番3－303号
ロサンナ・アンダヤ・マスハラ　昭和34年12月28日生
住所　大阪府泉大津市東助松町2丁目8番5号
朴潤德　昭和22年6月3日生
朴美帆　昭和53年5月16日生
朴麻記子　昭和55年2月15日生
住所　大阪府和泉市のぞみ野1丁目2番36－502号
金正勝　昭和37年12月9日生

二　聴聞の場所　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号通商産業省第二共用会議室

三　事案の内容　中国化薬株式会社に関する火薬類取締法第三十一条第五項及び第四十四条の規定に基づく処分について

四　備考　本聴聞は、公開により行われる。なお、本件に関する連絡先は次のとおり。
東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
通商産業省環境立地局保安課
電話番号　〇三（三五〇一）一五一一（代表）

○通商産業省告示第六百八十八号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十一年十月一日から適用する。

平成九年十二月八日　通商産業大臣　堀内　光雄

別表第一中

床用又は家具用のワックス	一　品名 二　成分 三　種類 四　用途 五　正味量 六　使用量の目安 七　使用上の注意

を

住宅用又は家具用のワックス	一　品名 二　成分 三　種類 四　用途 五　正味量 六　使用量の目安 七　使用上の注意

に、

革製又は合成樹脂引布製の手袋（表面の面積のうち革又は合成樹脂引布製の割合が五十パーセント以上の縫製品に限る。）	一　材料の種類 二　寸法 三　使用上の注意

を

革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	一　材料の種類 二　寸法 三　使用上の注意

に、

革製の上衣、ズボン、スカート、ドレス、セーター、カーディガン、ジャケット及びコート（表面の面積のうち革の割合が五十パーセント以上の縫製品に限る。以下「革製衣料」という。）	一　材料の種類 二　取扱い上の注意

を

革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガンその他セーター	一　材料の種類 二　取扱い上の注意

に改める。

別表第二第五号中「五　床用」を「五　住宅用」に改める。

別表第二第七号（一）の後に次を加える。

備考

甲皮として、特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

別表第二第八号中「八　革製又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋」に改める。

別表第二第八号（一）中「革製又は合成樹脂引布製の手袋」を「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋」に改め、同号（一）の表を次のように改める。

材料の種類	材料の種類を示す用語
革	
牛の革	牛革
馬の革	馬革
豚の革	豚革
ベッカリーの革	ベッカリー革
羊又はやぎの革	羊革
鹿の革	鹿革
犬の革	犬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革	
基材に特殊不織布以外のものを用いたもの	合成皮革
基材に特殊不織布を用いたもの	人工皮革

別表第二第八号（一）中備考を次のように改める。

「特殊不織布」とは、ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたものをいう。

別表第二第八号（三）中「使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること」の後に次を加える。

（特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱い方法を具体的に表示すること。）

別表第二第八号（五）中「手袋ごとに」を「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋ごとに」に改める。

別表第二第九号（二）の後に次を加える。

備考

甲板の表面材として、特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

別表第二第十号（四）の後に次を加える。

備考

張り材として、特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

平成九年十二月八日　通商産業大臣　堀内　光雄

別表第二第十三号中「十三　革製衣料」を「十三　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガンその他セーター」に改め、同号（一）を次のように改める。

（一）　材料（裏地がついている革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料にあっては、裏地に使用したものを除く。以下同じ。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる材料の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において二種類以上の材料を使用した革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造し、又は加工した衣料にあっては、その使用した部分ごとにその部分を示す名称を付して、使用した材料の種類を表示すること。また、製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第五百五十八号）の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示すること。

材料の種類	材料の種類を示す用語
革	
牛の革	牛革
羊又はやぎの革	羊革
鹿の革	鹿革
豚の革	豚革
馬の革	馬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革	
基材に特殊不織布以外のものを用いたもの	合成皮革
基材に特殊不織布を用いたもの	人工皮革

備考

「特殊不織布」とは、ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたものをいう。

別表第二第十三号（三）中「使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること」の後に次を加える。

（特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱い方法を具体的に表示すること。）

別表第二第十三号（五）中「革製衣料ごとに」を「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料ごとに」に改める。

○通商産業省告示第六百八十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成九年十一月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成九年十二月八日

通商産業大臣　堀内　光雄

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第61－17570号～第61－17571号	和光電気株式会社	東京都台東区上野7－11－6	蛍光灯用安定器
第81－23239号	タイジ株式会社	神奈川県川崎市川崎区東田町5－3	電気温蔵庫
第81－23340号	株式会社フジマック	東京都港区新橋5－14－5	〃
第91－56497号～第91－56506号	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11－1	電気ポンプ
第91－56507号～第91－56508号	多久電機株式会社	佐賀県多久市南多久町大字長尾3898	電気井戸ポンプ
第91－56509号	富士通電装株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸1－17－3	直流電源装置
第91－56510号	株式会社ヨシミエレクトロニクス	山口県下関市永田本町2－2－6	〃
第91－56514号	日東金属工業株式会社	東京都中央区日本橋浜町2－53－2	家庭用電位治療器
第71－31336号～第71－31338号	株式会社ワイ・イー・ドライブ	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2－1	かご形3相誘導電動機
第95－3814号	伊藤超短波株式会社	東京都文京区白山1－23－15	家庭用超短波治療器
第61－15319号	藤井電機工業株式会社	大阪府大阪市西成区南津守町7－17－16	蛍光灯用安定器

○通商産業省告示第六百九十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成九年十一月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成九年十二月八日

通商産業大臣　堀内　光雄

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第32－1848号～第33－869号～第33－875号	ビュ株式会社	東京都港区港南3－8－1	管形ヒューズ
第41－25618号	株式会社村田製作所	京都府長岡京市天神2－26－10	温度ヒューズ
第91－56511号	株式会社ユニオン工業所	神奈川県横浜市港北区新横浜3－24－11	アダプター
第91－56512号	ペネリック株式会社	東京都渋谷区渋谷2－2－18	電気ポンプ
第41－18671－1号	有限会社グレインズ	東京都台東区竜泉2－20－8	電気マッサージ器

○通商産業省告示第六百九十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成九年十一月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成九年十二月八日

通商産業大臣　堀内　光雄

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41－18671－1号	番匠旭東阪田電子有限公司	中華人民共和国広東省番禺市石基鎮鎮象村	配線用しゃ断器
第41－25619号	高旭電業股份有限公司	台湾省台北縣五股鄉五股工業区五工六路72號三樓	さし込みプラグ
第91－56513号	図門富士电气化学有限公司	中華人民共和国福建省図門市図門火炬高技术产业开发区光业楼4楼	直流電源装置

○運輸省告示第七百四十一号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成九年十二月八日

運輸大臣　藤井　孝男

一　所在地を変更しようとする事務所の名称及び所在地

日本小型船舶検査機構尾道支部
広島県尾道市東御所町八番一号
日本小型船舶検査機構浜松支部
静岡県浜松市田町二百二十九番七号

二　変更後の事務所の所在地

日本小型船舶検査機構尾道支部
広島県尾道市東御所町九番一号
日本小型船舶検査機構浜松支部
静岡県浜松市海老塚一丁目八番二十七号

三　変更後の事務所において事務を開始する日

四　1に掲げるものにつき生ずるすべての変更

同　宮崎桜ケ丘簡易郵便局